

令和2年3月24日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局薬務課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「覚醒剤原料の取扱いについて」の訂正について（通知）

このことについて、令和2年3月23日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、令和2年3月18日付け広島県健康福祉局長通知「覚醒剤原料の取扱いについて」別添「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」を、本通知の別添に差し替えていただきますようお願いいたします。

なお、「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」については、修正はありません。

【添付資料】

- ・令和2年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡
- ・「覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き」
- ・各種様式（覚醒剤原料取扱者）

【広島県ホームページ】（訂正版の手引きを掲載しています）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/kakugenkaisei.html>

担当 麻薬グループ
電話 082-513-3221(ダイヤル)
(担当者 平本)